

和歌山大学研究推進戦略本部規則

制 定 令和 7年 3月28日

法人和歌山大学規程 第2812号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学和歌山大学組織規則第16条の2第2項の規定に基づき、和歌山大学研究推進戦略本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、和歌山大学（以下「本学」という。）における研究活動を組織的に支援することにより、研究活動の一層の充実発展を図り、研究力の向上及び特色ある研究を戦略的に推進すること（以下「研究推進戦略」という。）を目的とする。

(業務)

第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究推進戦略に係る基本方策に関すること。
- (2) 研究推進戦略に係る方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画における研究推進戦略に関すること。
- (4) 国内外の研究推進戦略に関する情報収集、調査、分析及び評価並びにその発信に関すること。
- (5) その他本学における研究推進戦略に関すること。

(組織)

第4条 本部は以下の組織で構成する。

- (1) 戦略情報室
- (2) 産学連携イノベーションセンター

(本部長)

第5条 本部に、本部長を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

(副本部長)

第6条 本部に、副本部長を置くことができる。

- 2 副本部長は学長が指名する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第7条 本部に、前条に規定する業務に関する重要事項を審議する本部会議を置き、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 戦略情報室長
- (4) 産学連携イノベーションセンター長
- (5) URA 室長

研究推進戦略本部規則

(6) 企画課長

(7) 研究・社会連携課長

(8) その他本部長が必要と認めた者

2 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

3 本部会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本部員)

第8条 本部に、本部員を置き、前条第1項第3号から第8号に掲げる者をもって充てる。

(事務)

第9条 本部及び本部会議の事務は、研究・社会連携課が企画課の協力のもと処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。